

# 介護老人福祉施設更科ホーム運営規程

## 第1章 施設の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人慈心会が開設する特別養護老人ホーム更科ホーム（以下「施設」という。）が行う指定介護老人福祉施設サービス（以下「サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や従業者が要介護状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅での生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。そのことにより、入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう目指す。

- 2 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスを提供するよう努める。
- 3 明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市区町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保険医療サービス、福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 特別養護老人ホーム 更科ホーム
- ② 所在地 千葉県千葉市若葉区更科町2593番地2

## 第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、職員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、職員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 施設長 1人以上  
常勤にて専ら施設の職務に従事し、施設の従業者の管理、業務実施状況

の把握その他の管理を一元的に行う。また、従業者に必要な指揮命令を行う。

- ② 医師 1名以上（非常勤職員1名以上）  
入所者に対して、健康管理及び療養上の世話をを行う。
- ③ 生活相談員 1名以上  
入所者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。
- ④ 介護職員 33名以上（常勤職員・非常勤職員を含む）  
入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- ⑤ 看護職員 4名以上（常勤職員・非常勤職員を含む）  
入所者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- ⑥ 管理栄養士 1名以上  
食事の献立作成、栄養計算、入所者に対する栄養指導等を行う。
- ⑦ 機能訓練指導員 1名以上（柔道整復師等）  
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。
- ⑧ 介護支援専門員 1名以上  
施設サービス計画の作成等を行う。
- ⑨ 事務職員 1名以上  
必要な事務を行う。
- ⑩ 調理員（委託業務）  
給食業務を行う。

### 第3章 入所定員

（入所定員）

第5条 施設の入所定員は、90人とする。

（定員の遵守）

第6条 災害等やむを得ない場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

### 第4章 入所者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

（内容及び手続きの説明及び同意）

第7条 施設は、サービス提供の開始に際して、施設申込者またはその家族に対して、運営規程、従業者の職員体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(入退所)

第8条 心身に著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難な者に対してサービスを提供する。

- 2 正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。
- 3 入所申込者が入院治療を必要とする場合や、入所申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人保健施設等を紹介する等の措置を速やかに講じる。
- 4 入所者の入所申し込みに際して、心身の状況、病歴等の把握に努める。
- 5 入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入所者が自宅で日常生活を営むことができるか否かを検討する。検討に当たっては、従業者間で協議する。
- 6 居宅での日常生活が可能と認められる入所者に対して、本人及びその家族の要望、退所後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退所のための援助を行う。
- 7 入所者の退所に際して、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、保健・医療・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第9条 入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認する。申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえ、速やかに申請が行えるよう援助する。

(施設サービス計画の作成)

第10条 施設の管理者は、介護支援専門員に、施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、入所者の能力、置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、入所者の自立を支援する上での課題を把握する。
- 3 計画担当介護支援専門員は、入所者や家族の希望、把握した課題に基づき、施設サービスの原案を作成する。原案は、他の従業者と協議の上作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービス提供の上で留意すべき事項等を記載する。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービスの原案について入所者に説明し、同意を得る。
- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、施設サービス計画の実施状況を把握する。また、必要に応じて、施設サービス計画の変更を行う。

(栄養マネジメントの作成)

- 第11条 施設の管理者は、管理栄養士に、栄養マネジメントの作成に関する業務を担当させる。
- 2 栄養マネジメントの作成を担当する管理栄養士は、入所者の食事摂取能力、置かれている食事環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、入所者の自立を支援する上での課題を把握する。
  - 3 管理栄養士は、入所者や家族の希望、把握した課題に基づき、栄養マネジメントの原案を作成する。原案は、他職種（施設長、介護員、看護師等）と協議の上作成し、長期目標とその達成時期、食事内容、食事提供の上で留意すべき事項等を記載する。
  - 4 管理栄養士は、栄養マネジメントの原案について入所者に説明し、同意を得る。
  - 5 管理栄養士は、栄養マネジメントの作成後においても、他職種との連絡を継続的に行い、栄養マネジメントの実施状況の把握、経過観察の実施をする。また、必要に応じて、栄養マネジメントの変更を行う。

(サービスの取扱方針)

- 第12条 入所者の心身の状況等に応じて、適切な処遇を行う。
- 2 サービスの提供は、施設サービス計画、栄養マネジメントに基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
  - 3 従業者は、サービスの提供に当たって、入所者またはその家族に対して、必要事項をわかりやすく説明する。
  - 4 入所者本人または他の入所者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の入所者の行動を制限する行為を行わない。
  - 5 サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(身体拘束)

- 第13条 入所者本人または他の入所者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の入所者の行動を制限する行為を行わない。
2. 施設内に「身体拘束廃止委員会」を設置し改善計画を作成する。
  3. この計画には、施設内の推進体制、介護の提供体制の見直し「緊急時やむを得ない場合」を判断する体制・手続き、施設整備の改善、施設等の職員その他の関係者の意識啓発のための取組、利用者の家族への十分な説明といった身体拘束廃止の取組み全般を網羅するとともに、期限を定めて身体拘束廃止にむけての数値目標を設定していくものとする。

4. 緊急やむ得ない場合の対応について「利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には、身体拘束が例外的に認められているが、この例外は極めて限定的に考えることであること。したがって、基本的には、全てのケースについて身体拘束を廃止していく姿勢を堅持するとともに、例外的規定の要件や手続きの運用は厳格に行ものとする。
5. 緊急やむ得ない場合の対応について「利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には、身体拘束の手引きに例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」等適切な記録の作成と保存を行うものとする。

#### (介護)

- 第14条 1週間に2回以上、適切な方法により入所者を入浴、又は清拭する。
- 2 心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
  - 3 おむつを使用せざるを得ない入所者について、おむつを適切に交換する。
  - 4 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
  - 5 常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。
  - 6 入所者の負担により、施設の従業者以外の者による介護を受けさせない。

#### (食事の提供)

- 第15条 食事の提供は、栄養マネジメント、入所者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。また、入所者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努める。
- 2 食事の時間は、おおむね以下のとおりとする。
    - ① 朝食 午前8時から
    - ② 昼食 午後12時から
    - ③ 夕食 午後5時から

#### (相談及び援助)

- 第16条 入所者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

#### (社会生活上の便宜の供用等)

- 第17条 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためにレクリエーションの機会を設ける。

- 2 入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入所者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行する。
- 3 常に入所者の家族との連携を図り、入所者と家族の交流等の機会を確保する。

(機能訓練)

第18条 入所者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またその減退を防止するための調整を行う。

(健康管理)

第19条 施設の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

- 2 施設の医師は、健康手帳を所有している者については、健康手帳に必要事項を記載する。

(緊急時における対応方法)

第20条 利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医又は協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じる。主治医並びに協力医療機関対応時間外については、別の医療機関へ搬送等の必要な措置を講じる。

(入所者の入院期間中の取り扱い)

第21条 入所者が医療機関に入院する必要が生じた時、3ヶ月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、本人及びその家族等の希望を勘案して必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入所できるようにする。

(利用料の受領)

第22条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その介護保険負担割合証に準じた額の割合とする。

- 2 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に入所者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

- ① 入所者が選定する特別な食事の費用・・・実費分
- ② 趣味・嗜好品・外注食の飲食代・・・実費分
- ③ 希望者を対象にした行事にかかる費用・・・実費分
- ④ 健康管理費  
(利用者希望により実施するインフルエンザ予防接種代等)・・・実費分
- ⑤ 理美容代・・・実費分
- ⑥ 食事代・・・朝：¥550 昼：¥600 夕：¥550
- ⑦ 居住費・・・多床室：¥915 個室：¥1,231
- ⑧ 持ち込み電化製品電気使用料・・・1日100円
- ⑨ 日常生活費のうち、入所者が負担することが適当と認められるもの。
- ⑩ 買い物代行費・・・1回100円

\*⑥、⑦の費用については、介護保険負担限度額が認定された入居者については、介護保険負担限度額認定証に記載された金額を徴収する。

4 サービスの提供に当たって、入所者又はその家族に対して、サービスの内容・費用について説明し、入所者の同意を得る。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第23条 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合は、サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を入所者に交付する。

## 第5章 施設の利用に当たっての留意事項

(日課の励行)

第24条 入所者は、施設長や医師、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

(外出及び外泊)

第25条 入所者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより施設長に届け出る。

(健康維持)

第26条 入所者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は、特別な理由がない限り受診する。

(衛生保持)

第27条 入所者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。

(禁止行為)

第28条 入所者は、施設で次の行為をしてはならない。

- ① 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- ② けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
- ③ 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- ④ 指定した場所以外で火気を用いること。
- ⑤ 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

#### 第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第29条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

2 非常災害に備え、少なくとも年3回は避難、救出その他必要な訓練等を行う。

#### 第7章 その他施設の運営に関する重要事項

(受給資格等の確認)

第30条 サービスの提供を求められた場合は、その被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

2 前項の被保険者証に認定審査会の意見が記載されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供する。

(入退所記録の記載)

第31条 入所に際して、入所年月日、施設の種類・名称を被保険者証に記載する。又、退所に際しては、退所年月日を被保険者証に記載する。

(入所者に関する市町村への通知)

第32条 入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- ① 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- ② 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしているとき。

(勤務体制の確保)

第33条 入所者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定める。

- 2 施設の従業者よってサービスを提供する。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 従業者の資質向上のための研修の機会を次のとおり設ける。
  - ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
  - ② 継続研修 年2回以上

(衛生管理等)

第34条 介護老人福祉施設従業者等の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断などを必要な都度行う。

- 2 設備等の衛生管理に努め、または衛生上必要な措置を講じると共に、医薬品・医療器具の管理を適切に行う。
- 3 感染症及び食中毒の発生、まん延しないように必要な措置を講じる。

(協力病院等)

第35条 入院治療を必要とする入所者のために協力病院を定める。また、協力歯科医療を定める。

(掲示)

第36条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項をファイルにて閲覧可能な場所に設置する。

(秘密の保持等)

第37条 施設の従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らさない。

- 2 退職者等が、正当な理由なく、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。
- 3 居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第38条 居宅介護支援事業者またはその従業者に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を受受してはならない。

(苦情処理)

第39条 入所者から苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

- 2 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。
- 3 サービスに関する入所者からの苦情に関して、千葉県国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、千葉県国民健康保険団体連合会からの指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

(地域との連携等)

第40条 運営に当たって、地域住民または住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

- 第41条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(会計の区分)

第42条 サービスの事業の会計を、その他の事業の会計と区分する。

(記録と整理)

第43条 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2 入所者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(虐待防止に関する事項)

第44条 事業者は、入所者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ② 入所者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③ その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他)

第45条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人慈心会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

この規程は、平成20年1月19日から施行する。

この規程は、平成25年11月2日から施行する。

この規定は、平成28年5月25日から施行する。

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

この規定は、2019年10月1日から施行する。

この規定は、2021年4月1日から施行する。

この規定は、2022年4月1日から施行する。

この規定は、2023年4月1日から施行する。

この規定は、2024年8月1日から施行する。